

# 神戸龍谷中学校高等学校の働き方の手引き

～教員のより良い働き方を目指して～

## 1. 本校の働き方

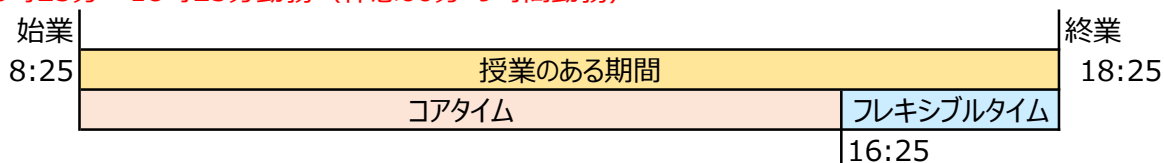
本校では、令和5年4月より生徒指導、学校行事等に必要な時間を確保できる勤務制度として、「1年単位の変形労働時間制」を導入していましたが、令和8年度より勤務時間を「コアタイム」と「フレキシブルタイム」に区分し、教員がより柔軟に勤務できる制度とします。

## 2. 変形労働時間制による勤務

変形労働時間制では主に以下のような勤務時間が勤務カレンダーにより定められています。  
勤務時間にはコアタイムとフレキシブルタイムに区分されている日があり、それぞれの次の扱いとなります。

- ・コアタイムは必ず勤務しなければならない時間
- ・フレキシブルタイムは ①在校勤務 ②在宅勤務 ③勤務終了 のいずれかを選択できる時間

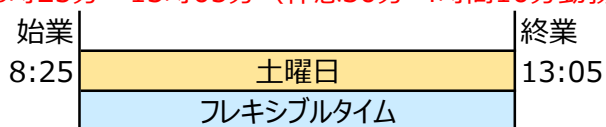
### 例1) 8時25分～18時25分勤務（休憩60分・9時間勤務）



### 例2) 8時25分～16時25分勤務（休憩50分・7時間10分勤務）



### 例3) 8時25分～13時05分（休憩30分・4時間10分勤務）



※すべての時間がフレキシブルタイムのため、勤務を命じられた場合以外は出勤義務はない

※勤務時間は、それぞれの学年の勤務カレンダーで確認してください。

※休憩時間は勤務時間内に各自で取得してください。

**コアタイム利用時は………（ミナジンの方法について記載）**

## 3. 利用できる制度

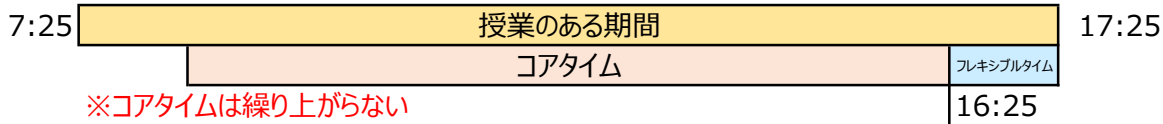
- (1) 時差勤務（就業規則第13条の3）
- (2) 年次有給休暇（就業規則第25条）
- (3) 年次有給休暇の時間単位での付与（就業規則第25条の2）
- (4) 特別時間休暇（就業規則第25条の3）

《制度詳細》

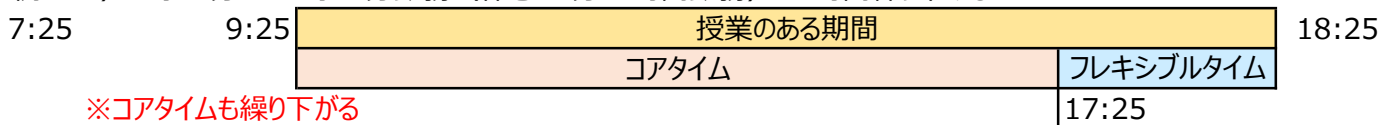
(1) 時差勤務（就業規則第13条の3）

- ①職員は、授業の振替などの業務上の支障が生じないときに限り、就業時刻の繰り上げ、繰り下げ勤務をすることができます。
- ②時差勤務は30分単位で最大1時間まで利用することができます。
- ③時差勤務の利用を希望する教職員は事前に所属長に申請し許可を受けてください。

例1-1) 8時25分～18時25分勤務（休憩60分・9時間勤務）を1時間繰り上げる



例1-2) 8時25分～18時25分勤務（休憩60分・9時間勤務）を1時間繰り下げる



※時差勤務を申請するときは、年次有給休暇は利用できません。

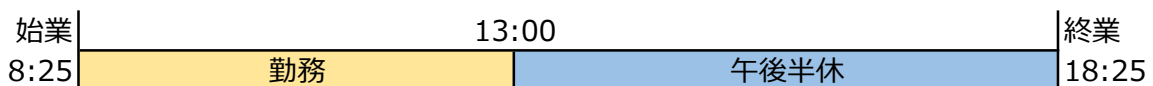
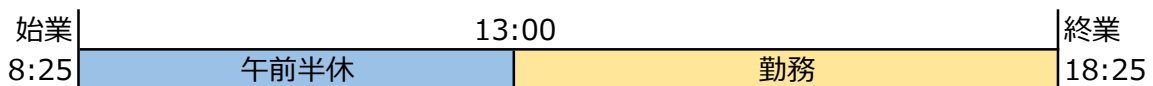
(2) 年次有給休暇（就業規則第25条）

年次有給休暇は1日又は半日の単位で取得できます。（第1項～第9項省略）

ただし、1日の所定労働時間が6時間未満の日は半日休暇は適用せず、1日又は時間単位の取得とします。

午前半休：始業時刻から13時

午後半休：13時から終業時刻



(3) 年次有給休暇の時間単位での付与（就業規則第25条の2）

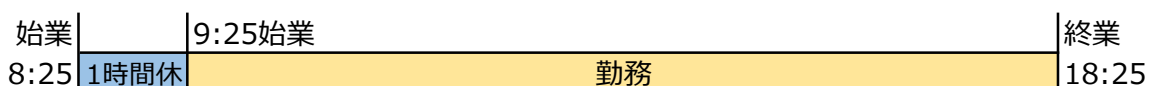
時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりです。

- ① 所定労働時間が5 時間を超え6 時間以下の者… 6 時間（年間30時間）
- ② 所定労働時間が6 時間を超え7 時間以下の者… 7 時間（年間35時間）
- ③ 所定労働時間が7 時間を超え8 時間以下の者… 8 時間（年間40時間）

時間単位年休は1時間単位で取得できます。（30分単位は不可）

※1時間単位で3時間まで取得可能。3時間を超える場合は半日単位となります。

■ 活用例\_通常の取得



■ 活用例\_半日単位との組み合わせ

始業		9:25始業		13:00		終業
8:25	1時間休	勤務		午後半休		18:25
始業			13:00	14時始業		終業
8:25	午前半休		1時間休	勤務		18:25

(4) 特別時間休暇（就業規則第25条の3）

- ①特別有給休暇は、第13条の2第1項の1年単位の変形労働時間制により勤務する職員に付与します。
- ②特別時間休暇は、次の時間に利用することができます。
  - 平日：16時50分以降
  - 土曜日：13時以降
- ③付与日数は40時間とし、業務に支障のない日に30分単位で最大3時間30分まで利用することができます。4時間の利用は半日有休となります。
- ④付与年度は毎年4月1日からの1年間とし、当該年度に使用されなかった時間は次年度に繰り越さず、

**(3) (4)の有給休暇を利用するときは、時差勤務は申請できません**

詳細は事務室にお問い合わせください。

制度の利用は業務に支障のない範囲でお願いします。また、事前申請が必要ですので定められた方法で申請して下さい。